

財政福祉委員会(6月29日) 山口清明・さいとう愛子議員

津波避難施設の軽減に向けた県や市の指定や協定を 市税の徴収猶予、換価の猶予などを条例で明確化

6月29日の財政福祉委員会では、冒頭で、財政局長から金山市政事務所での情報漏えいについての陳謝があり、地方税法改正等によって改正される名古屋市市税条例改正案等について審議しました。

徴収猶予の手続きを条例化

市税の猶予制度を改正し、「徴収猶予」の申請手続等を条例で定めたこと、納税者の負担軽減等を図る観点から申請による「換価（差し押さえ物件を換金して税込にする）の猶予」を創設し、手続きを条例で決めました。さいとう愛子議員が条例改正が及ぼす影響や効果などについてたどしました。

申請にもとづく猶予を規定

平成27年度の税制改正で、納税者の負担の軽減と早期かつ的確な納税確保の観点から猶予制度が見直されたのをうけ、地方が自主的に申請手続等を条例で定

徴収猶予等が認められる事由

徴収猶予	災害などによる徴収猶予・震災、風水害、火災その他の災害を受け、又は盗難にかかったとき ・納税者等又は崖計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき ・事業を廃止し、又は休止したとき ・事業につき著しい損失を受けたとき ・その他類する事実があったとき
	賦課の遅延等による徴収猶予
換価の猶予	以下の事由に該当し、かつ、納付について誠実な意思を有すると認められるとき ・事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあるとき ・財産の換価を猶予することが、直ちに換価することに比して、徴収上有利であるとき

市税の徴収猶予等の適用人数（事由別）（人）

徴収猶予		換価の猶予	
災害などによる徴収猶予	4	事業継続・生活維持困難	21
災害又は盗難	—	徴収上有利	9
病気又は負傷	4	合計	30
事業の廃止又は休止	—	その他の分割納付	608人
事業の著しい損失	—		
その他類する事案	—		
賦課の遅延等による徴収猶予	—		
合計	4		

(注) 平成26年5月末の人数

めることになったとの説明があり、徴収猶予や換価の猶予等が認められる主な要件が示されました。



津波避難施設は対象無し

固定資産税・都市計画税について、①都市再生緊急整備地域において新たに取得された公共施設、②管理協定が締結された津波避難施設、③新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅について、特例等を講じるとされました。①②は適用事例がないと説明。②は特例を3年間延長し、課税標準の特例割合を1/3とするなどと説明があり、③の軽減税額総額は1700万円余と説明がありました。

津波避難施設への固定資産税の減免は2011年12月に設定されながら、愛知県が地域指定をしないと控除が受けられないことから、まだ1件も対象施設があ



りません。山口議員は、「特例適用には県の地域指定や市町村との管理協定も必要なので、適用できる用に対応を」と強く求めました。

固定資産税・都市計画税の特例対象

区分	適用対象
都市再生緊急整備地域の公共施設	名駅三丁目27番地区建設事業、名駅一丁目1番計画南地区建設事業、中京テレビ新社屋建設事業、グローバルゲートプロジェクトの4件だが、建築中なので今年は適用なし
津波避難施設	県の地域指定が必要なので、まだ、なし
新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅	千種区110、北区145、中区107など8区480戸

その他、市たばこ税のうち、旧3級品（エコー等6銘柄の紙巻たばこ）の税率を段階的に廃止し、他のたばこと同様の税率にすることが説明されました。

市たばこ税の旧3級品（エコー等6銘柄の紙巻たばこ）の税率

年	現行(特例税率)	平成28年4月1日	平成29年4月1日	平成30年4月1日	平成31年4月1日	平成31年4月1日
税率(円/千本)	2,495	2,925	3,355	4,000	5,262	特例廃止
影響額(万円)	27年度予算比	4,800	10,100	17,800	32,600	33,800